

# 若狭武田氏の小浜における拠点形成

## ―「在浜」「出浜」文言の検討を中心に―

笹木 康平

### はじめに

若狭武田氏（以下、武田氏）による小浜掌握については、『若狭郡県志』<sup>1)</sup>が大永二年（一五二二）と伝える武田元光の後瀬山城築城が画期として注目されてきた。下仲隆弘氏は武田氏による小浜掌握が容易には進まないなか、当初拠点としていた西津から小浜へ段階的に進出していく様相を指摘し、後瀬山城築城をその集大成と評価している<sup>2)</sup>。下仲氏の研究は諸資料を駆使することで、西津ラグーン、青井入江・津田入江の存在を明らかにする。そして、港湾都市小浜の形成とそれに寄生する政治拠点の変遷過程を景観復元している。

拠点の所在についても、『若狭郡県志』の記述から後瀬山城築城と同時に現在の空印寺の地にあった長源寺を移転させ「館舎」を構えたことが知られる<sup>3)</sup>。後瀬山北麓のこの一画が武田氏館に比定されている<sup>4)</sup>。しかし、これ以前の所在については不明な点が多く、武田

氏の城郭に関し多くの業績を残した大森宏氏にしても西津に若干の言及をするのみである<sup>5)</sup>。

それでは西津から武田氏館へ直接拠点が移動したのであるうか。これについて、下仲氏が武田氏々の菩提寺の推移に着目していることが注目される。すなわち、小浜を構成する青井入江付近の玉華院が国信（延徳二年（一四九〇）没）、栖雲寺が信親（文明十七年（一四八五）没）、そして同じく津田入江奥部の仏国寺が元信（大永元年没）の牌所であったと比定する。ここから武田氏による段階的な小浜進出を捉え、生前の守護所を没後に菩提寺へ転化したと推定している。下仲氏は可能性を示したのみではあるが、武田氏館の出現以前に武田氏が小浜に拠点を設けていたか否かについては、武田氏による拠点形成を論じる上で避けられない問題であろう。

また、こうした拠点が地域社会からどのように認知されていたかも重要な論点である。守護所や拠点山城が政庁として機能していた

事例が知られ、<sup>⑥</sup>武田氏の拠点形成のあり方を論じることは地域権力としての側面に迫る手がかりともなりえよう。しかし、近年の武田氏研究が進展を見せているとはいえ、こうした観点からの研究は不足しているように思われる。<sup>⑦</sup>筆者は戦国期の武田氏が動態的に在京形態を変化させるものの時期が下るにつれ着実に若狭在国へと転換したことに注目しており、<sup>⑧</sup>西津か小浜かという拠点の所在と併せて、



【地図1】小浜広域図（石川美咲氏作成）

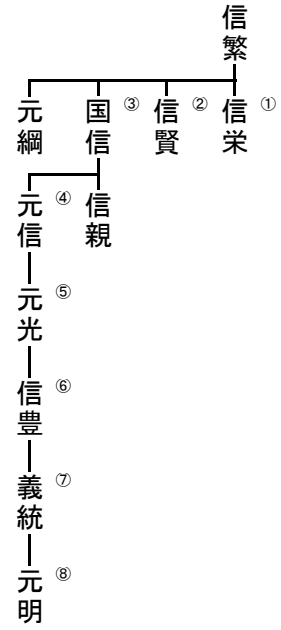


【地図2】小浜詳細図（石川美咲氏作成）

武田氏が在国し居住しているかどうかは、拠点の性質を論じる上で重要と考える。

こうした問題関心から、武田氏関係史料に見える「在浜」「出浜」文言に着目したい。この両文言は先行研究において取り立てて注目された形跡はない。ただし、戦国期若狭において史料上の「浜」とは小浜を指すという松浦義則氏の指摘を想起すると、<sup>⑨</sup>前者は小浜に

在る、後者は小浜に出るとい  
意味と理解できる。同時に武  
田氏が小浜において拠点を整備  
していくことを踏まえると、当  
該文言が現れる文脈（いつ・誰が・  
何の目的で「在浜」「出浜」する  
のか）を検討することは、これま  
で二次史料に依拠するところが  
大きかった武田氏による拠点の  
形成を論じる糸口となろう。な  
お、史料の出典表記について『福  
井県史資料編』を『福』と略記  
する。



武田氏略系図  
(数字は当主就任の順番を示す)

【表】 武田氏関係文書における「在浜」「出浜」文言一覧

	年次	在浜	出浜	出典
1	(永正頃カ)	○		神宮寺文書 21『福 9』
2	(享禄 4 年) 10 月 4 日		○	大音家文書 235『福 8』
3	天文 5 年	○	○	大音家文書 237『福 8』
4	天文 5 年 5 月	○		羽賀寺文書 27『福 9』
5	(永禄 9 年カ) 正月 25 日	○		本郷文書 174『福 2』
6	(永禄頃カ)	○		浄土寺文書 6『福 9』
7	年未詳		○	明通寺文書 139『福 9』

一 「在浜」文言の初見と小浜における拠点形成

武田氏関係史料において「在浜」「出浜」文言は表に示したとお  
り七例確認できる。次に示す史料はその初見と思われる。

〔史料一〕 神宮寺住持某書状案（「神宮寺文書」『福九』二二一号）

〔端書〕 「此趣之状御調候て可給候、文言重々御思安あるへく候」

就当寺鎮守灯油料下地之事、数日①在浜仕申入候へ共、未預一途

御成敗候、迷惑之至候、寺家九十除年余当知行無相違処、温科山

城殿より于今御違乱難堪次第候、寄進状并当御代始粟屋越中殿

御奉書両通懸御目候上者、子細明白事二候へ共、猶以被及御不

審候者、湯火間にても預御糺明候者、寺家大慶可存候、恐々謹言、

五月十日

粟屋右京亮殿

この史料は年次であるため年次比定が必要である。年次を検討  
するにあたり、まず注目したいのが宛所の粟屋右京亮である。『福  
九』と『小浜市史社文書編』は粟屋右京亮を粟屋賢家に比定して  
おり、そうすると〔史料一〕の年次は少なくとも賢家が没する文龜  
三年（一五〇三）以前、さらに彼が越中守となる延徳三年（一四九二）  
以前となる。<sup>⑩</sup>

〔史料一〕の粟屋右京亮を賢家に比定することに関連するものと  
して次の二つの史料をあげる。

〔史料二〕 武田氏奉行入連署書状（「神宮寺文書」『福九』二二二号）

彼下地之事、昨日廿八日且被蒞取候由候、尤候歟、但当作之事、

山城入道歎申子細候間、相残上気之事、先此方一さ右之間可被相待候、定年貢等之事者、聊不可有相違候也、恐々謹言、

七月廿九日

賢家(粟屋) (花押)  
膳胤(白井) (花押)

神宮寺

年行事

〔史料三〕 武田氏奉行人連署書状 (「神宮寺文書」『福九』一三三号)

温科山城入道方被申彼上毛事、当作人無損失候之様可被仰合之由申候之処、無子細御返事悦喜申候、当寺被成理運之奉書之上者、如此執申事雖斟酌之儀候、宿老難去被申候間、如此令申候、於以後不可及是非候、恐々謹言

八月七日

右京亮(粟屋)

賢家 (花押)

民部丞(白井)

膳胤 (花押)

神宮寺年行事

御房

〔史料二〕の差出に賢家、〔史料三〕の差出には右京亮賢家とある。

〔史料一〕の粟屋右京亮も賢家とすると、温科山城による混乱といふ共通する内容から、日付も近い〔史料一〕三は同年のものとも捉えられる。なお、賢家とともに署名する民部丞膳胤は白井膳胤であり、賢家と同じく武田氏被官である。

しかし、〔史料一〕の粟屋右京亮を賢家とすると、どうしても整

合性がとれない部分が生じる。というのも〔史料一〕「当御代始粟屋越中殿」(傍線部②)における粟屋越中に該当する人物は、賢家の父である繁誠となろう。そうすると「当御代」は武田信賢となるが、賢家が活動した時期の武田氏当主は信賢ではない。つまり、父・繁誠が活動した信賢期(文明三年没)と、子・賢家が活動した国信・元信期とは「当御代」となりえないのである。さらに、信賢の家督継承が永享十二年(一四四〇)であるのに対し、繁誠が右京亮から越中守へと官途を変更するのは享徳二年(一四五三)以降のことである。①両者の間に十年以上の年代差が生じるため、「当御代始」(信賢の代始め)という表現にそぐわない。

こうしたことから、〔史料一〕の粟屋右京亮は賢家に比定できない。②そこで視点を変え〔史料一〕の粟屋越中の比定から考えてみたい。実は、繁誠のほか賢家もまた右京亮から越中守となっているため、賢家は粟屋右京亮だけでなく粟屋越中の候補でもある。粟屋越中を賢家とすると、粟屋右京亮は賢家の子である国家に比定でき、「当御代」は元信ということになる。「当御代始」というのも、元信が家督を継いだ延徳二年の翌年に賢家は越中守となっているため齟齬がない。

以上の考察により〔史料一〕の年代は、国家が活動を開始すると思われる時期、つまり賢家が没する文亀三年から国家の推定没年である永正十四年(一五二七)までの間に比定される。③そうすると、〔史料一〕は賢家が右京亮を官途とする時期(延徳三年以前)に比定される〔史料二・三〕とは別年代のものとなろう。〔史料一〕三に共

通して見える温科山城についても、山城守が温科氏の世襲官途と考  
えれば、必ずしも同一人物と見る必要はない。<sup>14)</sup>

次に〔史料一〕の内容の検討に移りたい。端書の記述にあるよう  
に、この史料は粟屋方へ提出する書状の原案である。末尾の「湯火  
間」は湯起請であり、神宮寺が自らの潔白を強く主張しようという  
意図がうかがえる。神宮寺側は灯油鎮守料下地のことで数日「在浜」  
しているが、一向に「御成敗」が得られず迷惑している。ここから  
は、〔史料二・三〕を経てもなお温科が下地への押領を止めない事態  
を、何とか好転させたい神宮寺の苦悩を読み取れよう。

「御成敗」とは武田元信によるものである。武田氏が神宮寺の権  
益を全面的に認め難い理由は、〔史料三〕の末尾に「宿老難去被申  
候間」とあり、武田氏の宿老が温科方に肩入れしていたことが推察  
される。<sup>15)</sup> 宛所が粟屋国家となっているのは、「御成敗」を得られる  
よう取次ぎの依頼をしたと考えられる。国家は父賢家と同様に武田  
氏の有力被官であった。

神宮寺は小浜にそそぐ北川の支流遠敷川沿いの内陸部に位置す  
る。港からは距離があるため、小浜へ移動し滞在することを「在浜」  
とあえて表現したものと思われる。「在浜」の目的は、武田元信の「御  
成敗」を得るためであった。

ここで想起されるのが、西津から小浜へ武田氏が政治拠点を移し  
たという本稿冒頭で紹介した議論である。元信が拠点を西津に設け  
ていたにもかかわらず、「在浜」と表現するのは不自然である。拠  
点が小浜に存在するからこそ、神宮寺側は「在浜」したと考える。<sup>16)</sup>

このとき「御成敗」が求められた元信は小浜にいたと見ることが  
許されるならば、文龜三年以降としていた〔史料一〕の年次は、元  
信が若狭に在国するようになる永正元年以降に絞られる。延徳二年  
（二四九〇）に家督を継いだ元信は、文明十年以降に在国していた父・  
国信とは異なり、当初在京を基本としていた。<sup>17)</sup> 元信は新將軍となっ  
た足利義澄の有力与党として在京する。しかし、元信は永正元年  
に下向した翌年から隣国丹後へ侵攻し、それが頓挫した永正四年以  
降は一貫して在国した。

武田氏当主が在国するということは、これまで京にあった最高意  
思決定機関が移動することを意味する。<sup>18)</sup> 事実、元信が在京していた  
明応九年（二五〇〇）、若狭の有力寺院が参加する千部経での座列相論  
が起きた際には、武田氏の奉行人が証人の「参洛」を申し付けてい  
る。<sup>19)</sup> これは当主である元信や有力被官が在京していたためであろう。

元信が在国するようになるということは、これに伴い相応の拠点  
が国内に設けられたと見るべきである。「在浜」文言が見える〔史  
料一〕が元信在国時に比定されることを念頭に置くならば、少なく  
とも元信段階で西津ではなく小浜に武田氏の拠点が存在したと考え  
られよう。

## 二 「在浜」「出浜」文言の展開

まず、〔史料一〕と同様に「在浜」が確認されるものとして次の

史料に注目したい。

〔史料四〕羽賀寺年中行事〔羽賀寺文書〕『福九』二七号)

一、天文五年丙申春二月十一日<sup>二</sup>寄進田老町并<sup>三</sup>畠二箇所之事、子細可有御尋之由、久蔵主御使<sup>トシテ</sup>而有案内、此由來者、惣百姓衆年來依<sup>テ</sup>被<sup>レ</sup>訴訟之義也、從是連日有談合、以一書欲<sup>スル</sup>令<sup>ント</sup>申開評義也、又百姓方<sup>ニモ</sup>以目安<sup>ラ</sup>被<sup>レ</sup>申募有風聞、然<sup>レハ</sup>者及<sup>シ</sup>対論<sup>ニ</sup>而欲<sup>シ</sup>令決雌雄者也、爰<sup>ニ</sup>案者仲人等有歴々而云<sup>ク</sup>、為<sup>ラハ</sup>百姓ノ存分者、寺家ノ遺恨不可休<sup>ム</sup>、又為<sup>シ</sup>寺中ノ理運者、地下之訴訟不可尽、所詮以和融之義<sup>ヲ</sup>、可被<sup>レ</sup>致其沙汰<sup>ヲ</sup>之由、被<sup>レ</sup>議定畢、因茲以在浜之義<sup>ヲ</sup>種々奏者<sup>ニ</sup>申入<sup>ル</sup>処<sup>ニ</sup>、猶訴人被<sup>レ</sup>申旨強而、半變易之躰也、又有鼯肩之方而、具<sup>ニ</sup>往古之為<sup>一</sup>円時之証文等ノ義、奏者<sup>ニ</sup>有<sup>レハ</sup>物語、氣色替<sup>リ</sup>、宜<sup>シク</sup>成行之間、寺家ノ之潤色<sup>ニ</sup>覺<sup>ヘテ</sup>而、猶裁断<sup>シテ</sup>而所申<sup>シ</sup>分<sup>クル</sup>也、其<sup>ノ</sup>後淨泉公政所<sup>ヘ</sup>登臨<sup>アツテ</sup>而被<sup>レ</sup>教訓百姓衆<sup>ヲ</sup>、作毛遲々之間、先<sup>ツ</sup>耕作之義<sup>ヲ</sup>寺家<sup>ヘ</sup>被<sup>レ</sup>申付也、然者就安堵之義<sup>ニ</sup>者、被<sup>レ</sup>成御判<sup>ヲ</sup>者可為本懐之由申<sup>ル</sup>処<sup>ニ</sup>、百姓衆相共<sup>ニ</sup>被<sup>レ</sup>申、令頂戴御自筆<sup>ヲ</sup>者也、然者案文等地下<sup>ニ</sup>被<sup>レ</sup>相留歟、後代之衆僧此等ノ義<sup>ヲ</sup>能<sup>ク</sup>々可令存知者也矣、

(後略)

天文五年(一五三六)は武田元信の子である元光の治世期にあたる。元光は足利義晴擁立時である大永元年(一五二二)に上洛したが、在京は一時的なものであり、大永七年の桂川合戦以降は専ら在国していた。<sup>(20)</sup>

〔史料四〕の内容は、寄進田一町と畠二ヶ所について百姓が羽賀寺に対し訴訟を起こしたというものである。羽賀寺は寺家と百姓との「和融」を図るため、「在浜」して奏者に申し入れた。羽賀寺は代々の証文を示し、武田方を納得させた上で、百姓衆の説得を試みていた。また、耕作を寺家が申し受けることで作毛の遅れを解消しようとしており、寺家側が一方的に有利とならないように配慮し安堵を得た。「御判」「御自筆」というのは、元光によるものと理解される。「史料一」と同じく、武田氏による裁定を求めて「在浜」したということになる。

次の史料には「出浜」が確認される。

〔史料五〕国中惣百姓中触状(「大音家文書」『福八』二三五号)

急度申候、今度国中惣百姓等御法之儀、武藤殿并山泉殿為兩御奏者、上様へ御侘言申上候処、御分別にて昨日( )間御引替錢御持候て、早々可有御出浜候、此外使二路錢可被遣候、恐々謹言、

十月四日

国中惣百姓中

宿八塩浜小路紙屋

にしかた

けんしやう大夫

中郡

九郎大夫入道

北方郡

□腐屋<sup>(豆カ)</sup>

(神子)

(大音)  
をとらう殿

参

この史料は「享祿四曆辛卯、三郡百姓等依有愁訴徳政行畢」という羽賀寺年中行事の<sup>(21)</sup>記事と対応し、享祿四年(二五三一)の徳政に  
関するものとして知られる。<sup>(22)</sup>「にしかた」「中郡」「北方郡」は、そ  
れぞれ大飯郡、遠敷郡、三方郡を指す。中心性を増した遠敷郡小浜  
から見た方角地名を当てた表現と、天野忠幸氏は指摘している。<sup>(23)</sup>

〔史料五〕は、元光の「御分別」により徳政令が出されたため、  
ただちに「御引替銭」をもって「出浜」する旨を各郡代表者が連名  
で有力百姓である大音氏へ宛てられたものである。若狭各郡の代表  
が武田氏被官である武藤・山県氏を奏者に「上様」(武田元光)へ  
徳政実施について嘆願したことがうかがえる。「出浜」とは小浜に  
出頭するという意味である。差出の三名が徳政愁訴のため塩浜小路  
紙屋を宿にしたというのは、いわば「在浜」<sup>(24)</sup>されていたことになろう。

次の史料には「在浜」と「出浜」の両方が見られる。

〔史料六〕御賀尾・常神相論次第(「大音家文書」『福八』二三七号)

〔天文五年<sup>(表紙)</sup>申丙五月日ヨリ 資忠<sup>(大音)</sup>(花押)

御賀尾・常神さうろんの次第

□常神よりの使脇・東兩人也、然ハ<sup>(網地場)</sup>あちは従前々<sup>(沖)</sup>おきへ打出候

間可上申由候、此方之返事不及覚悟候間無返事候、重而使な屋・

同二郎多もん・同二郎大夫両三人也、彼之申同前、此方之返

事も同前、重而三度之使立一途可承由申候、此方之返事無別

儀不及覚悟ニ之由申はなし候、彼方より 上様へ御公事出申

也、就其代官殿より色々細共被仰付候へ共、無相違之事候  
条同心不申候、然ハ左右共在浜仕候へ共無御尋候つ、其内二  
なかいの大あみ<sup>(25)</sup>あけ申候間、子細重々申上候て、則上使二山  
本九郎左衛門尉殿・熊谷彦右衛門尉殿兩人被遣候て、あち  
はの躰ありやう二御覽し候て、則あちあけ申候也、并西村殿  
よりも同名太郎左衛門尉殿かせ者山本宗右衛門尉方御出候て、  
天文五年<sup>(26)</sup>申八月十七日御出候て、あち御覽し候て、おきより  
常神へ上使御出候、同十八日二各御出浜にて候、

一、天文五年十月九日二御神嶋へさは<sup>(鯖釣)</sup>つりに出候へハ、常神より  
申事ハ、御公事はてさる間ハ領内ヲかきり、諸色付而せき可  
申候之由、南部殿より被仰付候とて、東間之大夫惣中之使而、  
大音平二郎二承候、子細各承分重而平二郎殿・同北以兩人重々  
相届申候へハ、無返事候間、左右方共二りやうは<sup>(漁場)</sup>おかきり申也、  
為後日書之、

この史料は常神半島西岸に位置する御賀尾浦と常神浦との網場相  
論に関するものであり、全文を引用している。相論の推移を時系列  
で追ってみた。まず、常神浦が武田氏へ提訴し、御賀尾浦は代官  
殿より色々と命令されたが同心しなかった。そのため、「左右」(御  
賀尾浦と常神浦)とも「在浜」したが、お尋ねがなされなかった。  
そうこうしているうちに御賀尾浦が「なかいの大あみ」を揚げたと  
ころ、これが実力行使と捉えられたためか武田方へ子細を説明する  
こととなり、上使として派遣された山本・熊谷が「あちは」を見分

している。併せて、西村殿からも使いが派遣され八月十七日に「あち」の見分を行い、さらに「おき」より常神へ上使が遣わされる。十八日に各々「出浜」した、というのが一連の流れである。

「在浜」は小浜に滞在することを意味する。両浦ともに三方郡に所在するにもかかわらず、小浜の法廷に相論が持ち込まれていることから、松浦氏は郡代による支配の後退を指摘している。<sup>(25)</sup>「出浜」は、「史料五」と同じく小浜への出頭を意味すると考えるが、<sup>(26)</sup>ここで記述が終わっているため残念ながら結果は判明しない。

以上、「在浜」に加え「出浜」文言を検討してきた。「史料四」の「在浜」「出浜」という行為は、「史料一」の「在浜」と同様、小浜の武田氏による裁定を求める過程で生じている。小浜は地域の側と武田氏権力が接触する場であったのである。

### おわりに

これまで「在浜」「出浜」文言から武田氏と小浜との関連、ひいては本拠の形成に迫ることが可能という見通しのもと、用いられる年代や文脈について検討してきた。在国する武田氏が小浜を拠点化したことが「在浜」「出浜」文言の前提にあるとすれば、「史料一」が永正年間に比定されることは、西津から小浜へと政治拠点が移動した時期を考える重要な手がかりとなる。なぜなら、大永二年とされる元光による後瀬山城築城以前、少なくとも元信期に拠点が小浜に存在していたことになるからである。

元信期の拠点の所在については、守護所を菩提寺に転化したという下仲氏の指摘を踏まえると、仏国寺の辺りが候補地の一つとなる。現在の仏国寺は海岸線から離れているが、戦国期には津田入江がこの辺りまで広がっていたと下仲氏は見ており、「在浜」文言と齟齬はない。あるいは、河村昭一氏が指摘するように、当初の館が後瀬山北西麓、青井入江付近である現浄土寺の場所にあった可能性もある。<sup>(27)</sup>いずれにせよ、拠点が存在したのは西津ではなく小浜であった。

そして、「在浜」「出浜」文言は後瀬山城の出現後も用いられている。したがって、後瀬山城は先行する「浜」と両立し、いわば「浜」を構成する要素として捉えられる。<sup>(28)</sup>福島克彦氏は「誉屋屋形」「高屋屋形」といった地名を冠する属地的な表現が見えることについて、守護所が地域社会から公的な拠点的空間として認識され定着していたと読み解いている。<sup>(29)</sup>「在浜」「出浜」についても類似する表現といえ、小浜を拠点化した武田氏権力に対する地域社会の認識を示すものとして理解することができよう。

また、「在浜」「出浜」には多くの被官が関わり、武田氏の裁定を得るためには彼らの取次ぎが不可欠であるように見える。「史料四」で確認したとおり、奏者への申し入れが小浜にて行われていることが明らかである。こうした被官については、「史料五」で徳政請願の奏者となつている武藤元家が元光の意を奉じる単署奉書の署判者でもあったことを河村氏は指摘している。<sup>(30)</sup>また、水藤真氏は買地安堵に係る文書が、当主・奏者・祐筆との間で作成された手順を推定している。<sup>(31)</sup>文書発給の実務に携わる被官が小浜に常駐していたかは



不明だが、少なくとも文書作成や相論の取次ぎを行う際には小浜で活動している。武田氏の拠点は当主が居住するほか、被官も出入りする場であったことは間違いないだろう。

本稿で扱った「在浜」「出兵」に酷似する事例として、朝倉氏における「出谷」「在谷」があげられる。「谷」とは一乗谷を指し、「出谷」とは国人が在所から一乗谷に出頭することを、「在谷」とは一乗谷に滞在することを意味するという<sup>32)</sup>。筆者は以前「国家」の標榜が諸大名を俯瞰する論点となると主張したが、「在浜」「出兵」といった属地的な表現についてもほかに類例を検出し、ひいては拠点形成について比較していく余地がある<sup>33)</sup>。それらは今後の課題であることを確認し、ひとまず擱筆する。

#### 註

- (1) 『小浜市史料編第一巻』（小浜市、一九七一年）所収。  
 (2) 下仲隆浩「若狭国守護所と港湾都市西津・小浜」（内堀信雄ほか編『守護所と戦国城下町』高志書院、二〇〇六年）、同「中世港湾都市小浜の成立過程」（仁木宏ほか編『中世日本海の流通と港町』清文堂出版、二〇一五年）。  
 下仲氏の見解はこの論考による。  
 (3) 『若狭郡県志』自体は近世の地誌であるが、大永二年六月に武田元光の大叔父である月甫清光が長源寺に現在の敷地である向嶋を与えており（長源寺文書『福九』一四号）、特に反証もないことから、現状ではこの記事について信憑性が認められている。  
 (4) 『若狭武田氏館跡関連遺跡発掘調査報告書』（小浜市教育委員会、

二〇一四年）。

- (5) 大森宏「戦国の若狭―人と城―」（大森睦子、一九九六年、六八頁）。  
 (6) 新谷和之「六角氏の本城、観音寺城の機能」（『戦国期六角氏権力と地域社会』思文閣出版、二〇一八年（初出二〇一五年））、川越光洋「石川美咲」「一乗谷朝倉氏遺跡における航空レーザー測量の報告1」（『一乗谷朝倉氏遺跡資料館紀要二〇一八』福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館、二〇二〇年）など。  
 (7) 木下聡「若狭武田氏の研究史とその系譜・動向」（同編『若狭武田氏』戎光祥出版、二〇一六年）、河村昭一「若狭武田氏と家臣団」（戎光祥出版、二〇二〇年）など。  
 (8) 笹木康平「戦国期畿内政治史と若狭武田氏の在京」（『日本歴史』七六八、二〇二二年）、同「文明期における若狭武田氏の在国と在京―国信・信親父子の役割分担を中心に―」（『戦国史研究』八〇、二〇二〇年）。  
 (9) 松浦義則「越前・若狭の戦国」（岩田書院、二〇一八年、五八頁）。松浦氏は「浜」が小浜を指す例として「浜右京亮」（小浜の右京亮＝粟屋右京亮賢家）をあげている（『明通寺文書』『福九』一〇〇号）。  
 (10) 「本郷文書」『福二』一一二〇号。延徳二年には右京亮であったことが知られる（『明通寺文書』『福九』八八・八九号）。  
 (11) 東寺百合文書ハ函二六一、二六七号。  
 (12) 筆者は令和三年三月十四日に福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館が主催した「シンポジウム中部大名の城と城下町」にて本稿の基になる内容を報告し、「史料一」の粟屋右京亮を『福九』のとおり賢家とし文亀三年以前に年次比定していた。しかし、「史料二」について河村昭一氏からご教示を賜り、これを踏まえ本論で示すとおり年次比定を改める。その論証過程についても、全て河村氏からのご教示によるものを付記しておく。

(13) 国家についてはこれまで系譜上に位置づけられていなかったが、河村氏がこの辺を整理し粟屋氏の系図を示している(註7河村氏著書、二七九～二八〇頁)。

(14) 時期が下る大永四年の史料に温科山城入道が見える(『満徳寺文書』『福九』二二号)。

(15) 有力被官の肩入れによって武田氏が裁定できない事例として、下村效氏が明らかにしている永正十七年の三方郡丹生浦と竹浪村との相論があげられる。下村氏は各々有力被官が肩入れしているため武田元信が裁定を下せず、幕府奉行人の意見を求めたとし、武田氏権力の弱さを指摘している(同「賀茂社領若狭丹生浦―中世漁村の成立と発展、とくに代銭納・大網・網場相論について―」同『日本中世の法と経済』続群書類従完成会、一九九八年、初出一九七二年)。ただし、被官を納得させるため幕府奉行人の意見を元信が利用したという山田康弘氏の評価もある(同『戦国時代の足利将軍』吉川弘文館、二〇一一年、七〇～七二頁)。

(16) ただし、元信は子・元光へ家督譲渡後の最晩年に「福谷殿」と呼称されており(『西福寺文書』『福九』一〇号)、西津に近接する福谷へ居を移していたと見られる。政治拠点を小浜へ移したとはいえ、元信は西津との接点を有していた。なお、西津から小浜への守護所移転と港の機能の移転とは直接関わりがないという有馬香織氏の指摘もある(『若狭湾と中世の海の道―若狭湾の浦々と日本海流通』福井県立若狭歴史民俗資料館、二〇〇五年、八頁)。

(17) 国信在国の背景として、河村氏は一色氏が得ていた小浜の代官職が文明十八年に改易され武田氏に還付されたという事柄に言及し、小浜の支配権を確実にするため国信の在国が必要となったと指摘している(註7河村氏著書、七〇頁)。ただし、還付の決定を引き出すためには一定の在京活動も

また必要であったものと思われる。山田徹氏は守護というのみでは現地の重要な所領を支配できないとし、武田氏以前の「一色氏も小浜を含む税所今富名を押さえられなかったことを指摘している(『南北朝期における所領配分と中央政治―室町期荘園制の前提―』『歴史評論』七〇〇、二〇〇八年)。

(18) 註8笹木「戦国期畿内政治史と若狭武田氏の在京」にて指摘したが、「彼在所(土御門與鷲司間、烏丸西東類、武田在所也)、甲乙人打入(『宣胤卿記』永正四年七月八日条)」という記事により、元信在京期には恒常的な屋敷が洛中に存在していたと推定される。

(19) 「明通寺文書」『福九』一〇二・一〇三号。

(20) 註8笹木「戦国期畿内政治史と若狭武田氏の在京」、同「天文期の若狭武田氏に関する一考察―粟屋元隆の反乱と天文九年武田・六角・京極同盟―」(『十六世紀史論叢』九、二〇一八年)。

(21) 羽賀寺年中行事(『羽賀寺文書』『福九』二七号)。

(22) 註9松浦氏著書(六四～六六頁)、註7河村氏著書(一三四～一三六頁)。

(23) 天野忠幸「室町幕府分裂と畿内近国の胎動」(吉川弘文館、二〇一〇年、一八三頁)。このほか、河村氏は百姓の連帯単位として郡が意識されるようになったことを読み取っている(註7河村氏著書、二一八頁)、双方の見方は対立するものではなく両立可能なものと考えられる。

(24) 小浜商人である紙屋については、山名暢「戦国期若狭国小浜における商人の存在形態―小浜「津」の位置検討を含めて―」(『福井県史研究会報』四、二〇〇一年)を参照のこと。

(25) 松浦義則「戦国末期若狭支配の動向」(『福井県文書館研究紀要』一七、二〇一〇年)。

(26) ただし、現地の見分に話題が移っていることを考慮すると、小浜ではな

く係争地の浜を指す可能性も否定しきれない。

(27) 註7 河村氏著書(一一一頁)。河村氏は近世の地誌である『若狭国志』(小浜市史料編第一巻)「小浜市、一九七二年所収」の記述に着目している。

(28) もっとも、実態として政庁の機能は山上の後瀬山城にはないと考えている。類例として一乗谷城と朝倉氏館との関係があげられる。石川美咲氏は、山城が政庁としても機能する六角氏の観音寺城や後斎藤氏の稲葉山城と比較し、政庁はあくまでも平地部の朝倉氏館であったとしている(註6 川越・石川論考)。

(29) 福島克彦「戦国期畿内近国の都市と守護所」(内堀信雄ほか編『守護所と戦国城下町』高志書院、二〇〇六年)。

(30) 註7 河村氏著書(二一四―二一五頁)。河村氏は単署奉書署判者について、特定の家に固定されず当主との個人的な関係が重視される存在と指摘している。

(31) 水藤真「武田氏の若狭支配」(『国立歴史民俗博物館研究報告』二、一九八三年)。

(32) 佐藤圭「朝倉氏の盛衰と一乗谷」(水野和雄・佐藤圭編『戦国大名朝倉氏と一乗谷』高志書院、二〇〇二年)。

(33) 笹木康平「若狭武田氏における『国家』」(『戦国史研究』七六、二〇一八年)。

(34) たとえば、赤松氏は当主である赤松政則が文明十一年に播磨へ下向するが、浦上則宗は在京し権力の二重構造が生じていたことにより、支配拠点(34)が国内に分立することになったとされている(小林基伸「赤松氏の権力と拠点」『大手前大学史学研究所紀要』六、二〇〇六年)。拠点のあり方は、各権力の置かれた状況を踏まえ丁寧に比較検討していくことが求められよう。

(追記) 成稿にあたり河村昭一氏のほか、石川美咲氏、新谷和之氏、徳満悠氏にご助言をいただいた。この場を借りてお礼申し上げます。